

9. 法務学府

I	法務学府の教育目的と特徴	9-2
II	分析項目ごとの水準の判断	9-4
	分析項目 I 教育の実施体制	9-4
	分析項目 II 教育内容	9-9
	分析項目 III 教育方法	9-16
	分析項目 IV 学業の成果	9-22
	分析項目 V 進路・就職の状況	9-27
III	質の向上度の判断	9-30

I 法務学府の教育目的と特徴

1. 本学府（実務法学専攻・専門職学位課程）は、九州大学が教育憲章において掲げている「日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界に貢献する」という教育目的を基本とし、また、「司法制度改革意見書」（平成 13 年 6 月）に提言された法曹養成の理念の実現を図るべく、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自立した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する」ことを教育目的としている。
2. このような法律実務家に不可欠な能力は、①広い視野に立った総合的分析能力、②創造的思考による問題発見・解決能力、③人間に対する深い洞察能力と倫理性、であると考え、本学府では、①倫理性・社会性の陶冶、②柔軟で批判的創造的な思考力の育成、③高度の国際性の育成、④法律実務家としての専門的能力の育成、を中期目標として設定している。
3. 本学府は、実務法学専攻の 1 専攻からなる。
4. 本学府では、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、入学者受入れに際しては、法学部卒業生等のためだけでなく、社会人・他学部出身者等にも広く門戸を開放しており、定員の 30%以上が社会人・他学部出身者になり得るように配慮している。また、従前の学修過程や職業経験等におけるプロセスを適切に評価できるように、法学既修者コースと法学未修者コース（それぞれ定員 50 名）とに分けて、入学試験を実施している。そして、入学後のカリキュラムにおいては、少人数のクラス編成による双方向的・多方向的な密度の高い授業を行うことを基本とし、①法律基本科目を中心に、基礎—応用—総合という 3 段階型教育プロセスの確立、②リーガル・クリニックやエクスターンシップといった実務教育の充実、③政治、経済、医学、心理学等の多様な授業の開講、等により、理論的教育と実務的教育の架橋が、法科大学院の教育課程において段階的に、かつ完全な法曹養成機能を果たす編成になるよう努めている。
5. 本学府では、教員及び学生にあらかじめ周知された、厳格な成績評価基準及び修了要件に基づき、法務博士の学位を授与している。修了生は、主に新司法試験を受験し法曹となるほか、大学院博士後期課程へ進学し、研究者となることを志望する者もいる。
6. 本学府では、九州全体を視野に入れた「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出するために、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、①「高機能遠隔講義システム」を利用した複数大学間における双方向・多方向型授業の実施、②リーガル・クリニックやエクスターンシップといった実務教育の充実、等の推進に取り組んでおり、後述の成果を得ているが、今後はさらに、連携法科大学院間の情報交換・情報共有、教員相互の教育技能の向上と革新による教育課程と教育プロセスの質的向上と、理論的教育と実務的教育との架橋を目指した実務系科目の充実に取り組む。
7. これらの取組により、本学府の教育目的は着実に遂行されているが、今後も引き続き、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会との連携により、教育目的に掲げた法律実務家養成の実現に向け、教育の質の向上及び改善を図っていく。

[想定する関係者とその期待]

本学府は、多様な人材を受け入れ、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、理論的教育と実務的教育との架橋を図り、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自立した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する」ことを、在校生、受験生及びその家族、修了生、法曹界、そして社会から期待されている。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本学府は、実務法学専攻（専門職学位課程）からなり、教育目的は資料 1-1-A に示すとおりである。

資料 1-1-A 法務学府の構成と教育目的

専攻名	専攻の教育目的
実務法学（専門職学位課程）	人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自立した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する。

(九州大学法科大学院ホームページ「法科大学院の概要」

URL:<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/>)

本学府の学生定員並びに現員は資料 1-1-B に示すとおりであり、平成 16 年度の設置以降、定員を大幅に超える、あるいは下回るという状況にはない。

定員充足の適正化に向けた具体的な取組に関しては、入学者選抜における合否判定教授会において、合格人数を教員全員の合議により検討・決定することで、入学者数が定員を大幅に超える、または下回ることをしないよう配慮している。

資料 1-1-B 法務学府の学生定員と現員（5月1日現在）

平成 16 年			平成 17 年			平成 18 年			平成 19 年		
定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率
100	100	100	200	193	96.5	300	279	93	300	297	99

本学では大学院重点化が実施されており、学校教育法第 66 条ただし書にもとづき、教育部（大学院学府）と研究部（大学院研究院）を設置し、後者の研究部（研究院）を教員が所属する組織としている。

本学府の教育研究上の責任部局は資料 1-1-C に示すとおりであるが、その運営は、専任教員全員から構成される法科大学院教授会（本学府の教授会）が担っている。

資料 1-1-C 教育研究上の責任部局（担当教員の所属する研究院等）

学 府	責 任 部 局
法務学府	法学研究院

法科大学院の設置基準においては、その理念を実現するために、教員組織について資料 1-1-D に示す基準を定めており、本学府では、資料 1-1-E に示すとおり、基準を上回る専任教員を配置している。

資料 1-1-D 設置基準で必要とされる専任教員数

学 府	設置基準で必要とされる専任教員数
専任教員数	本学府（収容定員 300 人）の、設置基準で必要とされる専任教員数は 20 人。
実務家教員数	設置基準で必要とされる専任教員数のうち、2 割（4 人）以上。

資料 1-1-E 専任教員の配置状況（平成 19 年 5 月 1 日現在）

専任教員数						大学院設置基準上の必要教員数
教授	准教授	講師	助教	計	うち実務経験教員	
24	4	0	0	28	7	20

本学府の担当教員数及び非常勤講師数は、資料 1-1-F に示すとおりであり、教育課程の遂行に必要な教員を十分に確保している。

資料 1-1-F 担当教員配置状況（平成 19 年 5 月 1 日現在）

教 授	准教授	講師	助教	准助教	助手	小計	非常勤講師	計	学生数	教員 1 人当たり学生数
28	11	0	0			39	31	70	297	4.24

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況）

本学府では、「自立した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する」という教育目的の実現に向け、「法理論と実務との架橋を意識した教育を行うための体系的な教育課程編成」、「少人数のクラス編成による双方向的・多方向的な密度の高い授業の実施」を基本として、運営委員会を中心に以下に述べる体制で教育内容及び教育方法の改善に取り組んでいる。

教員相互の授業内容・方法や、学生の学修状況を確認するために、「学生の授業評価アンケート」、「教員アンケート」、「教員相互の授業参観」等を、資料 1-2-A に示すように実施し、それぞれの結果については FD を実施し、教員全員で課題の提起、具体的な改善策の検討を行っている。なお、アンケート等の具体的内容及び結果については、後掲の資料 4-2-A から 4-2-E 参照。

資料 1-2-A 教育内容・方法等の改善に向けた取組とそれに基づく改善の状況

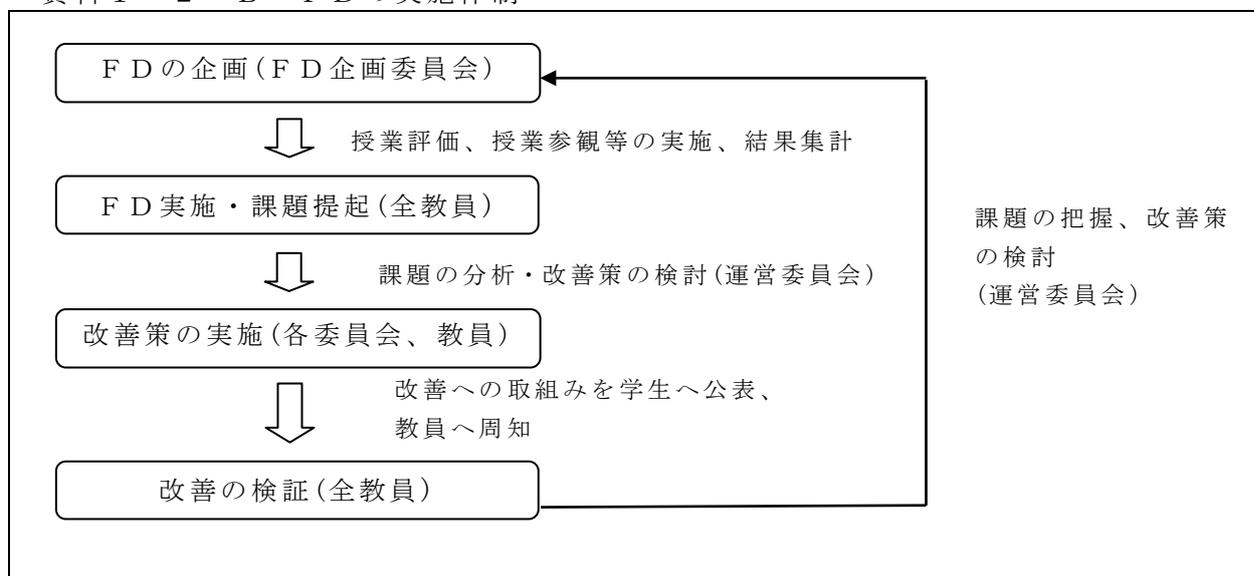
教育内容・方法の改善に向けた取組（平成 19 年度）	①学生の授業評価アンケート 実施時期 前期、後期各 1 回（平成 19 年 6 月 18 日～7 月 1 日、11 月 16 日～30 日） 調査内容 授業の進め方、教材内容の質・量、予復習の時間、学修到達度等 実施方法 授業終了 10 分前にアンケート用紙配布、教員は退出
	②教員の授業に関する自己評価 実施時期、調査内容 ①と同じ

	③教員アンケート 実施時期 年1回（平成20年1月21日～2月1日） 調査内容 教員の教育効果を高めるために行った工夫、授業評価アンケートの結果を受けて改善した点、学生支援についての取組、法科大学院全体に対する意見等
	④授業参観 実施時期 前期、後期各1回（平成19年7月9日～20日、12月3日～14日） 実施内容 授業の進め方、学生の理解度の確認等について、定められた様式（授業参観実施報告書により相互評価を行う。）
	①～④はすべて、アンケート等の集計結果に基づきFDを実施。問題点を提起し、その改善策を検討する。
	①学生の授業評価アンケート 学生に課する課題の量が、学生にとって過大な負担にならないよう、「マイデスクトップ・ポータル(*)」により相互に確認することとした。
改善の状況	②教員の授業に関する自己評価 授業内容・方法、各回の授業における課題の量、テストの実施状況等について、全体で確認している。
	③教員アンケート 非常勤教員に対する、法科大学院に関する情報提供（学生の学修状況、教授会・FD等における決定事項、学生による授業評価アンケートの結果と改善の状況等）の充実を図った。
	④授業参観 ・研究者教員の双方向授業の手法を参考にしている。（実務家教員意見）

(*)マイデスクトップ・ポータル：本学府独自のポータルサイト。詳細については資料3-2-B参照

また、本学府では、資料1-2-Bに示す体制で、少なくとも月1回、資料1-2-Cに示すようなテーマで、定例教授会のない水曜日に定期的にFDを開催し、教員相互間における問題意識の共有化を図り、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

資料1-2-B FDの実施体制



資料 1-2-C 法務学府におけるFDの開催回数・テーマ及び改善の状況

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度 (12 月末現在)
6 回	13 回	13 回	9 回
平成 19 年度の主なテーマ			
<ul style="list-style-type: none"> ○学生の学修状況について (3 回) ○授業評価アンケート等の結果について (2 回) ○定期試験の結果等について (2 回) ○学生のメンタルヘルスケアについて ○就職支援方策について 			
改善の状況			
<ul style="list-style-type: none"> ○完全未修者に対する学修支援の実施 ○3 年生に対する学修相談の実施 ○あらかじめ定めた成績評価基準・評価方法により評価を行うことの再確認 ○学生のメンタルヘルスケアに関する、カウンセラーによる講演会の開催 ○実務家教員による学生向け講演会の開催 など 			

このような形で、頻繁に開かれるFDを通じて、教員相互の授業内容・方法や、学生の学修到達度を把握し、問題点を教員全員が把握するとともに、教員の資質の向上を図っている。

なお、全学FDは、資料1-2-Cに示すテーマで実施され、本学府からも多くの教員が参加している。全学FDでは、新任教員の研修、全学的教育課題に関する啓発、全学教育における課題の共有などが行われ、それが本学府におけるカリキュラムや成績評価方法の改善につながっている。

資料 1-2-C 全学FDの実施状況

	法学部/法務学府の 参加者数	テーマ
平成 16 年度	35 名	新任教員の研修、GPA 制度の導入に向けて、18 年度問題とその対応、大学院教育の新展開
平成 17 年度	10 名	新任教員の研修、大学評価を知る、TA のあり方
平成 18 年度	13 名	新任教員の研修、コアセミナーの目標と課題、GPA 制度が目指すこと
平成 19 年度	19 名	新任教員の研修、認証評価で見出された九州大学の教育課題と今後の対応

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

本学府の学生定員並びに現員については、法科大学院設置以降、定員を大幅に超える、下回るといった状況にはない。専任教員の配置については、平成 19 年 5 月 1 日現在、法科大

学院設置基準を上回る 28 名を配置している。また、実務家専任教員については 7 名を配置し、実務教育を重視する布陣としている。

教育内容・方法等の改善に向け、運営委員会が中心となり、FD 企画委員会による企画のもと、本学府における教育上の課題について、組織的かつ継続的・定期的に FD を開催し、教員全体が課題を把握し、改善の方策を検討し、改善に向け取り組んでいる。

以上の組織的かつ継続的な取組及び活動の積み上げにより、着実な成果を得ていることから、「自立した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家の養成」に期待する関係者の期待を上回ると判断される。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

本学府では、養成する人材像と学問分野・職業分野の特徴を踏まえて教育目的（前掲資料1-1-A）を設定し、資料2-1-Aのように修了要件を定め、授与する学位として法務博士を定めている。

資料2-1-A 修了要件

修了要件

(1) 修了に必要な単位数

93 単位以上 (3 年制課程)

65 単位以上 (2 年制課程)

※ 既修認定者に 28 単位 (3 年制の 1 年次配当の法律基本科目群) を免除した結果

(2) 内訳

必修科目 72 単位

法律基本科目群 (家族法を除く) 58 単位

うち、公法系 14 単位

民事系 30 単位

刑事系 14 単位

法律実務基礎科目群 (ロイヤリング・法交渉、リーガル・クリニックⅠ、
リーガル・クリニックⅡ、エクスターンシップⅠ、エクスターンシップⅡ、
公法訴訟実務、要件事実論を除く) 14 単位

選択必修科目 21 単位以上

基礎法学・隣接科目群 6 単位以上

展開・先端科目群 12 単位以上

理論展開科目 6 単位以上

法律実務展開科目 6 単位以上

科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから 3 単位以上

(九州大学法科大学院ホームページ「教育内容・方法」抜粋)

URL:<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/>

本学府では、法律実務家に不可欠な能力は、①広い視野に立った総合的分析能力、②創造的思考による問題発見・解決能力、③人間に対する深い洞察能力と倫理性、であると考え、これらの能力の修得を実現すべく、資料2-1-Bに示すとおり各科目の目標を明確に定め、資料2-1-Cに示すように段階的に配置されたそれぞれの科目群から、前掲資料2-1-Aのように、修了に必要な単位数を修得するよう定めている。

資料 2-1-B 科目構成

科目区分		各科目の目標	必修・選択の別
法律基本科目群	公法系科目	法曹としての基本能力である法的能力を涵養する	7科目(14単位)必修
	民事系科目		○15科目(30単位)必修 ○1科目(2単位)選択
	刑事系科目		7科目(14単位)必修
法律実務基礎科目群		法曹としての責任感・倫理観を涵養する。法曹としての専門的技術を養う。	○8科目(17単位)必修 ○7科目(12単位)選択
基礎法学・隣接科目群		実定法教育では提供できない分析視角や、法律実務家が社会で法を実際に活用する際に判断の支えとなる倫理・哲学を育む	15科目(30単位)選択
展開・先端科目群	理論展開科目	現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養う	30科目(60単位)選択
	法律実務展開科目		12科目(24単位)選択

資料 2-1-C 授業科目の展開

		1年次		2年次(既修1年次)		3年次(既修2年次)		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
必修科目	①法律基本科目	公法系	基礎憲法	基礎行政法	応用憲法Ⅰ	応用憲法Ⅱ	公法総合演習	
					応用行政法Ⅰ	応用行政法Ⅱ		
		民事系	基礎民法Ⅰ	基礎民法Ⅲ	応用民法Ⅰ	応用民法Ⅱ	民法総合演習Ⅰ	民法総合演習Ⅱ
			基礎民法Ⅱ	基礎民法Ⅳ				
			基礎民事訴訟法Ⅰ	基礎民事訴訟法Ⅱ	応用民事訴訟法			
		刑事系	基礎商法Ⅰ	基礎商法Ⅱ	応用商法Ⅰ	応用商法Ⅱ		
			基礎刑法Ⅰ	基礎刑法Ⅱ	応用刑法	応用刑事訴訟法	刑事法総合演習	
	②法律実務	基礎科目	基礎刑事訴訟法Ⅰ	基礎刑事訴訟法Ⅱ				
			法情報論	リーガル・ライティング	刑事訴訟実務	民事裁判実務	法曹倫理	
						民事弁護論	刑事弁護論	
						模擬裁判(集中)		

		1年次前期	1年次後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	
選択科目	①		家族法					
	② 法律実務基礎 科目群			要件事実論		公法訴訟実務	ロイヤリング・法交渉	
				リーガル・クリニックⅠ (集中)				
				リーガル・クリニックⅡ (集中)				
				エクスターンシップⅠ (集中)				
				エクスターンシップⅡ (集中)				
	③ 基礎法学 ・隣接科目群	1年次前期	1年次後期	2・3年次前期		2・3年次後期		
		基礎演習		現代弁護士論		現代法哲学		
		司法政策論		歴史と法Ⅰ		文学と法		
				法医学		歴史と法Ⅱ		
				社会調査論		法と政治		
				目撃と証言の心理学		法と経済学		
	④ 展開 ・先端科目群 (理論 展開科目)	1年次前期	1年次後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	
				税財政と法	租税紛争処理			
				倒産と法	倒産紛争処理			
			労働と法	労働紛争処理				
			知的財産と法	知的財産紛争処理				
			国際関係と法(公法)	国際関係紛争処理(公法)				
			国際関係と法(私法)	国際関係紛争処理(私法)				
					研究特論科目			
1年次			2・3年次前期		2・3年次後期			
			国際取引法		社会保障法			
			消費者法Ⅰ		消費者法Ⅱ			
			環境法		民事救済法演習			
			民事執行法・民事保全法		経済法			
			少年法		少子高齢化社会と法			

			刑事処遇論		精神医療と法	
					マンション法	
			法律外書講読Ⅰ		法律外書講読Ⅱ	
		1年次	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
					租税法実務	
					倒産法実務	
					労働法実務	
					知的財産法実務	
					国際関係法実務（公法）	
					国際関係法実務（私法）	
						契約実務
				（企業法務）		（企業法務）
						ジェンダーと法
					福岡県内4大学連携科目A	福岡県内4大学連携科目B
			（紛争管理と調停技法Ⅰ）	（環境問題と法）*	（紛争管理と調停技法Ⅰ）	（環境問題と法）*
			（紛争管理と調停技法Ⅱ）		（紛争管理と調停技法Ⅱ）	

* 環境問題と法は、九州4法科大学院連携科目

上記の科目は何れも、少人数のクラス編成により双方向型・多方向型の授業を行うことを基本としており、さらに、法曹としての基本能力である法的能力を涵養する法律基本科目群及び、現代の先端的な社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養う展開・先端科目群のうちの新司法試験選択科目に関しては、基礎—応用—総合という3段階型教育プロセスを確立して、法律実務家に不可欠な能力の修得を図っている。

なお、最低修得単位数については、資料2-1-Dのように定めている。

資料2-1-D 最低修得単位数

法律基本科目群	法律実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群		科目群に関係なくそのほかの授業科目	総単位数
			理論展開科目	法律実務展開科目		
58	14	6	6	6	3	93

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

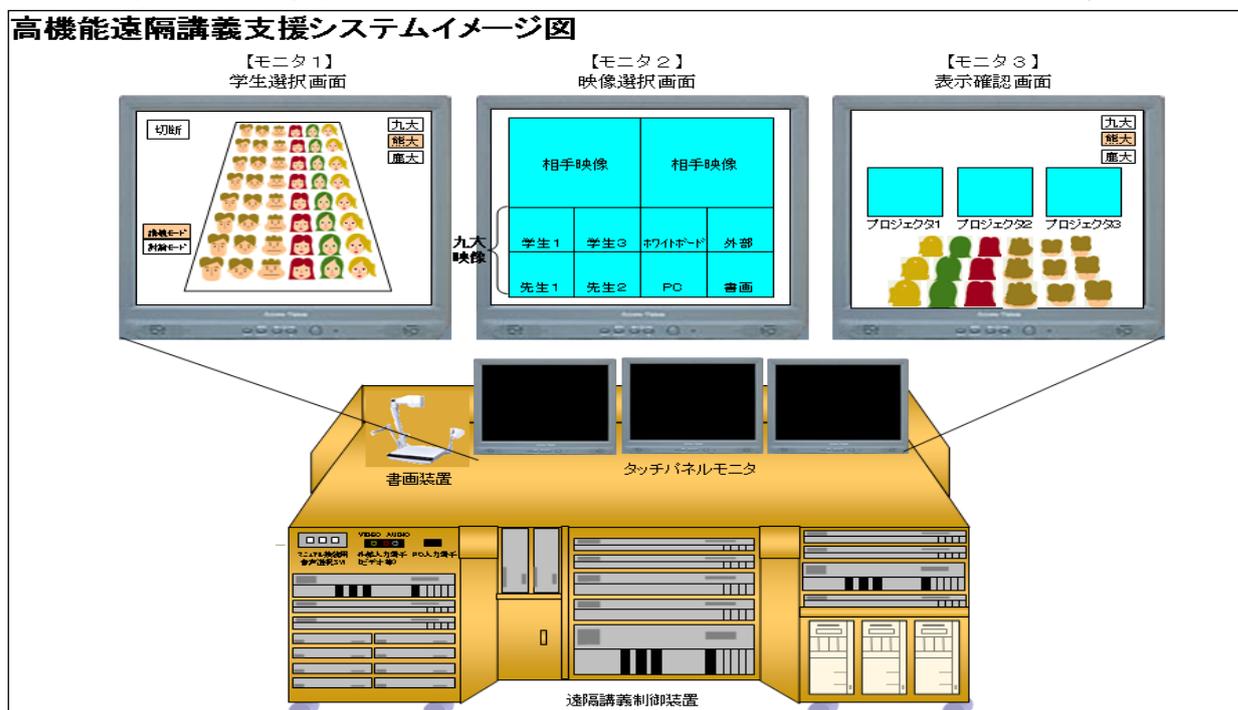
本学府では、九州全体を視野に入れた「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出するために、資料2-2-Aに示すとおり、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、①「高機能遠隔講義システム」(資料2-2-B参照)を利用した複数大学間における双方向・多方向型授業の実施、②リーガル・クリニックやエクスターンシップといった実務教育の充実、等の推進に取り組んでいる。中でもリーガル・クリニックにおいては、「Ⅰ」において、弁護士の指導監督のもと法律相談、事案の整理等を具体的事例に即して学ぶ場を提供している一方、「Ⅱ」においては、「Ⅰ」の内容を弁護士過疎地と呼ばれる地域(屋久島・種子島)に出向いて合宿形式で開講しており、過疎型弁護士実務を学ぶ場を提供している。また、福岡県内外の法律事務所のほか、複数の企業や自治体の協力を得て、充実したエクスターンシップを実施している。

資料2-2-A 九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会との連携

教育連携	九州4法科大学院教育連携	福岡県内4法科大学院教育連携
連携先法科大学院	熊本大学法科大学院 鹿児島大学法科大学院 琉球大学法科大学院	福岡大学法科大学院 西南学院大学法科大学院 久留米大学法科大学院
概要	法科大学院教育の多様化と充実をめざし、開講科目の相互提供や新たな教育方法や教育システムの開発を共同で取り組む	福岡県弁護士会の協力の下、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図り、優れた法律実務家の養成に資することを目的とする
連携方法	①非常勤講師として連携先で開講 ②遠隔講義システムを用い、大学間に同時配信する授業 ③単位互換 ④その他	単位互換
開講科目数 (平成19年度)	①「少子高齢化社会と法」ほか8科目 ②「経済法」ほか8科目 ③「エクスターンシップ」 ④「リーガル・クリニックⅡ」	「ジェンダーと法」ほか6科目

資料 2-2-B 高機能遠隔講義支援システム

タッチパネルにより接続先や機器の操作、切換えが可能な TV 会議システム。映像・音声・データを簡易な操作で複数大学間に同時配信し、合同遠隔講義を行うことが可能。



さらに、九州大学には、国内の大学でも二番目に多い4校の専門職大学院を設置していることから、多様な専門性をもって社会のニーズに応えることを目的に、「専門職大学院コンソーシアム」として連携し、資料 2-2-C に示すような、それぞれの専門職大学院の持つ専門性の高い教育を幅広く利用する機会を提供している。

資料 2-2-C 専門職大学院コンソーシアム

教育連携	専門職大学院コンソーシアム
連携する専門職大学院	医学系学府 医療経営・管理学専攻（2001年設立） 経済学府 産業マネジメント専攻（2003年設立） 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（2005年設立） 法科大学院（法務学府実務法学専攻）（2004年設立）
連携の意義	○社会の多様なニーズに応じて、それぞれの専門職大学院の持つ専門性の高い教育を幅広く利用する機会を提供する。 ○日本で二番目に多くの専門職大学院を持つ九州大学がそのリソースを最大限に活用し、専門職大学院の社会的認知と大学院大学としての評価を高める。
連携の方法	①相互履修（各専門職大学院の特色のある特定の科目について、相互に学生の履修を許可する。） ②シンポジウムの共催（学内外に向けて、学際的なシンポジウムやセミナーの共同企画や共催を行う。） ほか
相互履修対象科目 （平成19年度）	医療経営・管理学専攻： 「医療経済学」、「医療安全管理論」、「医療インテグレート論」 産業マネジメント専攻： 「マーケティング戦略」、「産学連携マネジメント」、

	「知識マネジメント」 実践臨床心理学専攻： 「産業・組織臨床心理学特論」、「司法矯正臨床心理学特論」 法科大学院： 「インターネットと法」、「契約実務」
シンポジウムの共催 (平成 19 年度)	『成果主義と職場のメンタルヘルス』ほか、計 4 回開催

本学府では、科目等履修生等の入学を許可しているが、平成 16 年度以降、科目等履修生として入学を志願する者はいない。なお、特別聴講学生の在学状況は資料 2-2-D に示すとおりである。

資料 2-2-D 特別聴講学生の在学状況 (毎年 5 月 1 日現在)

	説明	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
特別聴講学生	他の大学又は外国の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者	0	0	9	1

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

本学府では、養成する人材像と学問分野・職業分野の特徴を踏まえて教育目的を設定し、法律実務家に不可欠な能力を涵養することを目標に、授業科目の到達目標を明確に定めたうえで、基礎—応用—総合という段階的なカリキュラム編成を行い、少人数のクラス編成を基本として双方向型・多方向型の授業を行っている。

さらに本学府では、九州全体を視野に入れた「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出するため、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、法科大学院教育の多様化と充実を図っている。

このほか、学内の他の専門職大学院との連携により、それぞれの専門職大学院の持つ専門性の高い教育を幅広く利用する機会を学内外に提供している。

以上のように、他学府や他大学法科大学院、弁護士会との協力のもと、取組や活動を積み上げることにより、着実な成果を得ていることから、「いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自立した総合的判断を行うことができる能力」の涵養を求める関係者の期待を上回ると判断される。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

本学府は、その設置の趣旨・教育目的に沿って、資料3-1-Aに示す教育方法により、資料3-1-Bに示すとおり、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成し、それぞれの内容にふさわしい授業を設置している。

このうち、特に実務系科目については、資料3-1-Cに示す法律実務基礎科目の他、前掲資料2-1-Cにおいて示した法律実務展開科目、及び法律基本科目のうち、実務家教員と研究者教員が共同で授業を行う総合演習科目のように、数多くの実務系科目を配置し、理論教育と実務教育との架橋を目指した教育を行っている。

資料3-1-A 九州大学法科大学院規則

(授業の方法等)

第5条 法科大学院の教育は、授業科目の授業その他の教育課程の履修によって行うものとする。
 2 法科大学院は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。・・・
 3 法科大学院は、第1項の授業科目の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

資料3-1-B 科目編成

科目区分	各科目の目標	特徴ある科目編成の例
法律基本科目群	法曹としての基本能力である法的能力を涵養する	○基礎—応用—総合の3段階教育プロセスを確立 (例) 基礎憲法—応用憲法—公法総合演習 ○実務家教員との共同授業による理論教育と実務教育の架橋 (例) 民事法総合演習、刑事法総合演習
法律実務基礎科目群	法曹としての責任感・倫理観を涵養する。法曹としての専門的技術を養う。	○理論教育と実務教育との架橋を目指し、実務系科目を数多く配置 (例) 模擬裁判、リーガル・クリニックⅠ、リーガル・クリニックⅡ、エクスターンシップ、ほか
基礎法学・隣接科目群	実定法教育では提供できない分析視角や、法律実務家が社会で法を実際に活用する際に判断の支えとなる倫理・哲学を育む	○法曹としての人間性と基礎体力を養うための多様な授業科目を提供 (例) 法と政治、法医学、歴史と法、目撃と証言の心理学、ほか
展開・先端科目群	現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養う	○3段階教育プロセスの確立 税法学、倒産法、労働法、知的財産法、国際公法、国際私法 ○法学府博士課程進学を支援 法律外書講読、研究特論科目 ○理論教育と実務教育との架橋を目指し、実務系科目を数多く配置

資料 3-1-C 法律実務基礎科目

科目区分	配当年次	科目名	概要
法律実務 基礎科目群	1年次 必修	法情報論	法学を学ぶうえで必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育を内容とする。
		リーガル・ライティング	法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育を内容とする。
	2年次 必修	民事裁判実務	要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする。
		民事弁護論	民事弁護に携わる場合に弁護士に要求される基本的な姿勢を学ぶ。
		刑事訴訟実務	事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする。
	3年次 必修	刑事弁護論	刑事手続における弁護人の役割を学ぶ。
		法曹倫理	法曹としての責任感や倫理観を涵養する。
		模擬裁判	訴えの提起から判決までを体験することにより、法律専門家として必要な知識などを学ぶ。
	2年次 選択	要件事実論	民事裁判における個別事件類型ごとに、訴訟物は何か、請求原因事実は何かなどを具体的に学ぶ。
		エクスターンシップⅠ、 エクスターンシップⅡ	福岡県内外の法律事務所のほか、企業法務部や自治体で研修を行う。
	2・3年次 選択	リーガル・クリニックⅠ	弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事案の整理等を具体的事例に即して学ばせる教育を内容とする。
		リーガル・クリニックⅡ	上記「Ⅰ」の内容を弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講する。
	3年次 選択	ロイヤリング・法交渉	ロールプレイを織り込みながら、弁護士として必要な実務的知識・技法などを修得させる教育を内容とする。
		公法訴訟実務	裁判官、弁護士、訴訟当事者、行政機関のそれぞれの視点から、公共訴訟を分析する。

また、授業形態別開講数は、資料 3-1-D に示すとおりであり、少人数のクラス編成を基本とした双方向型・多方向型の授業を行っている。

資料 3-1-D 教育科目の授業形態別開講数（平成 19 年度実績）

講義	少人数セミナー	演習	実験	実習	その他 (左記分類に該当しない特殊な授業形態)
120				7	

本学府では、資料 3-1-E のように、授業計画、試験・成績評価の方法、学修相談等が記載されたシラバスを作成し、公開している (<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/pages/staff.html>) ほか、学生に対しては、本学府固有のポータルサイトである「マイデスクトップ・ポータル」に掲載している。また、シラバスの活用に向けて、入学時におけるオリエンテーションにおいて、「マイデスクトップ・ポータル」システムの説明を行い、シラバスを有効に活用することを指導している。

資料 3-1-E シラバスの共通記載項目（表示例）

基準掲載項目	記載例等
授業科目区分	(例)基礎憲法
授業科目群	(例)法律基本科目群。
標準学年	◇授業の対象とする学年の範囲を記入する。
必修・選択の区分	(例)必修
開講学期	(例)前期
開講曜日・時限	(例)水曜日・1時限目 (例)集中
単位数	(例)2単位
担当教員	(例)○○○○
履修条件	◇条件を設定したい場合に、条件を記入する。 ◇関連授業科目等について記入する。
授業の目的	◇授業の目的を記入する。
授業の概要	◇授業の概要を記入する。
授業計画	◇毎回の授業計画を記入。 (例)第1回 ○○について(主題を記入) (学習目標)××について理解し、説明できること。 第2回 □□について : 第N回 △△について
授業の進め方	(例)教科書を中心に授業を行う。課題を示し、レポートの提出を求める。
教科書及び参考図書	◇授業の教科書および参考書を記入する。

試験・成績評価等	◇成績評価の基準を明示する。 (例)期末試験(70%) 平常点(20%) レポート(10%)
事前学習	(例)次回授業に関する綿密な予習が要求されることに注意すること。
課題レポート等	(例)レポートまたは中間試験を予定している。
オフィスアワー	(例)時間：月曜日18:10～19:40 場所：研究室
その他	◇学生に周知したい事項を記入。

さらに、学生の教育研究能力の向上を図るために、TAやRAの制度が活用されている。TAやRAの採用状況は資料3-1-Fに示すとおりである。

資料3-1-F TA・RAの採用状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
TA採用数(延べ人数)	14	10	6	9
RA採用数(延べ人数)	2	2	0	0

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

本学府では、学生の自主的な学修を促し、授業時間外の学修時間を確保するため、必要な情報が、いつでも、どこからでも利用できるよう、資料3-2-A及び資料3-2-Bに示すような、本学府独自のポータルサイトである、「マイデスクトップ・ポータル」を導入している。

また、教員が学生に課題を課する際には、その量が学生にとって過大な負担にならないよう、「マイデスクトップ・ポータル」に掲載された、他の教員の課題の量に配慮し、課題を出すよう、あらかじめ教授会においてアナウンスしている。

資料3-2-A マイデスクトップ・ポータル

概要	クローズドなLAN環境上のプライベートポータルサイトとして組み立てられ、限られた利用者がそれぞれの権限毎に安全な環境で、各自が所持するUSBを利用して、いつでも、どこからでも利用できるもの
主なメニュー	授業時間割、課題、講義シラバス、講義資料、講義録画映像、スケジュール、メール、掲示板、施設の予約、各学生・教員のプロフィール、学生のカルテ(成績等に関する情報)等
利用者	学生、教員、職員
利用方法	各自が所持する専用のUSBを利用 パスワード認証によりログイン

資料 3-2-B マイデスクトップ・ポータル



授業計画、授業の進め方等については、シラバスに記載されており、授業内容等に関する質問・相談についての対応方法についても、シラバスにオフィスアワーを記載しているほか（前掲資料 3-1-E）、履修指導を資料 3-2-C に示すように実施している。

資料 3-2-C 履修ガイダンスの実施状況

実施組織	実施時期	実施対象者	実施内容
法科大学院教務委員会	4 月	1 年	履修モデルの説明等のガイダンス
	3 月	2・3 年	履修方法・進級要件等の全体説明 再度履修選択に関する指導
	4 月	留年者及び、休学 後復学した学生	履修方法・進級要件等の全体説明 再度履修選択に関する指導

また、日常的には、学生担当（チューター）により、資料 3-2-D に示すとおり、学生一人一人に対する生活面を含めたきめ細やかな支援を行っている。

資料 3-2-D 学生担当（チューター）による指導・相談

概要	<p>1 人の教員が、1 年生から 3 年生を各 3～4 人ずつ担任し、毎月会合を開き、あるいは電子メールや個別相談を通じて、学修面・生活面における相談・助言を行う。</p> <p>このうち、個々の教員だけでは対応できない、カリキュラムや学生の課題の負担といった制度全体に関わる相談に関しては、これを教授会や F D の場において提示し、教員全員で議論する。</p>
チューターへの相談内容 （平成 18 年度実績）	<p>1. 成績について（延べ 12 回 12 人）</p> <p>2. 新司法試験受験について（延べ 3 回 3 人）</p> <p>3. 授業内容・方法について（延べ 86 回 141 人）</p> <p>4. 学修方法について（延べ 10 回 17 人）</p>

	5. その他 ・奨学金の推薦状執筆の依頼 ・教務関係事項 ・進路について など
--	---

さらに、学生の自主的な学修を支援するため、資料3-2-Eに示すように、学修室や情報機器室の整備等を行っている。

資料3-2-E 自習室・情報機器室の整備状況

施設・設備	内 容
学修室（4室）	120名収容×1、132名収容×1、30名収容×1、18名収容×1。学生1人に1席（専有面積1.9㎡から2.1㎡）の机、椅子を確保し、各席にはLANポートを完備
図書閲覧室	検索用パソコン2台を設置

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を上回る。

（判断理由）

本学府では、その教育目的を達成するために、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成しており、あらかじめシラバスにおいて学生に示した授業計画、成績評価基準・方法等にしがって授業を行っている。

また、学生の主体的な学修を促すため、本学府独自のポータルサイトにより、学生が必要な情報を、いつでもどこからでも利用できるシステムを導入しているほか、全体に対する履修指導、オフィスアワー、日常的には、チューターによる学生一人一人に対する生活面を含めたきめ細やかな支援を行っている。

以上の取組や活動の積み上げにより、着実な成果を得ていることから、学生の期待を上回ると判断される。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

本学府では、法科大学院が、司法制度改革により認められた新たな法曹養成機関の1つとして、厳格な成績評価と単位認定が求められていることに鑑み、資料4-1-Aに示すように、あらかじめ明確に定め学生に対しても明示した成績評価基準によって厳格な成績評価と単位認定を行っている。

学生の単位取得状況は、資料4-1-Bに示すとおりである。

資料4-1-A 成績評価等に関する申し合わせ

成績評価等に関する申し合わせ

第1. 成績評価の割合

- (1) A評価の割合は、3割程度とする。
- (2) B評価の割合は、4割程度とすることが望ましい。
- (3) 相対評価になじまない科目(特に実務系科目)及び受講者が少ない科目(おおむね20名未満)については、(1)及び(2)によらないことができる。

第2. 評価のあり方

評価においては、原則として平常点や出席数を含めた総合評価を行うこととし、シラバスにその具体的な基準(割合、配点等)を明記する。

第3. 出席及び遅刻の取り扱い

学生には出席を課すこととする。教員は遅刻・欠席の多い学生を把握し、特に、2単位科目(15回開講)について、次のとおり、取り扱うこととする。

- (1) 学生が正当な理由がなく欠席した場合は、欠席回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。
また、4回以上欠席した者は、原則として単位の認定を行わない。
- (2) 遅刻の多い学生の場合も、その回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

資料4-1-B 単位取得状況

平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
履修 登録 者数	単位 取得 者数	単位 取得 率									
2,060	2,023	98.2	3,487	3,429	98.3	4,568	4,382	95.9	2,759	2,663	96.5

※履修登録者数・単位取得者数ともに延べ人数、単位取得率：単位取得者数を履修登録者数で割った比率

一方、留年率、休学率の過去4年の経年変化は、資料4-1-Cに示すとおりであるが、留年者、休学者に対しては、資料4-1-Dに示すような履修指導を行っており、各学年次において学生が学力を適切に身に付けることができるよう配慮している。

資料 4-1-C 留年・休学状況（平成 19 年 5 月 1 日現在）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
留年者数（留年率）	0(0)	0(0)	0(0)	5(1.7)
休学者数（休学率）	4(4)	9(4.7)	7(2.5)	8(2.7)

※留年者数：正規修業年限を超えて在籍している学生数、留年率：留年者数を在籍学生数で割った比率

資料 4-1-D 留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会（開催案内）

留年された方、休学後復学された方へ	
今年度の履修について、次のとおり説明会を開催しますので、是非、ご出席ください。	
日 時	平成 19 年 4 月 9 日（月）13 時～（1 時間程度）
場 所	第 2 研究会室（1 階）
説明者	教務委員長
資 料	学生便覧、時間割持参
内 容	○履修の手続について ○既修得単位のある者について ○旧カリキュラムからの変更点について

修了者の修業年数別人数、学位授与状況、修了者の進路及び活動状況は、それぞれ資料 4-1-E～4-1-G に示すとおりであり、学生は法曹に必要な法的能力、専門的技能を身につけて修了し、司法試験を受験するほか、法学府博士後期課程に進学する者もいる。なお、本学府では、修了者のうち申請する者に対し、司法試験に合格するまでの期間、法務研究員の資格を付与して学修を支援しているが、法務研究員は、下級生である在学生に対する教育補助者としての役割も担っている。

資料 4-1-E 修了者の修業年数別人数（人）

修業年数	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
2 年	14	3	6
3 年	0	76	87
計	14	79	93

資料 4-1-F 学位授与状況（人）

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
14	79	93

資料 4-1-G 修了者の進路及び活動状況

	平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月
修了者	14	79
新司法試験合格者	7	29

旧司法試験合格者	1	-
法学府博士後期課程進学者	1	3
法務研究員	12	67

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

本学府では、授業の内容・方法及び学生の学修到達度等について、学生及び授業を担当する教員に対し、資料4-2-A、4-2-Bの項目でアンケートを実施し、双方から出された評価結果について分析、検討を行い、組織的に改善に取り組んでいる。(それぞれの取組の概要と実施状況については、前掲資料1-2-A参照。)

授業評価アンケートから得られる学生の理解度を示す項目についての集計結果を、資料4-2-Cに、また、教員アンケートから得られる、学生の理解度の確認状況を示す項目についての集計結果を、資料4-2-Dに示す。

資料4-2-A 授業評価アンケートの内容 (平成19年度・質問項目のみ抜粋)

◆これまでの授業方法・内容について
教員の話し方(声の大きさ、話すスピード等)は聞き取りやすかったですか。
教員の黒板の使い方は適切でしたか。
教員の準備は十分にできていましたか。
教員の説明はわかりやすかったですか。
授業は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。
授業の進度は適切でしたか。
授業内容を理解することができましたか。
授業内容の水準はいかがでしたか。
◆予・復習、課題について
課題は適切でしたか。
授業の予習を何時間しましたか。
授業の復習を何時間しましたか。
理解できなかった箇所はどうしましたか。
◆ご意見をお書きください。

資料4-2-B 教員アンケートの内容 (平成19年度・質問項目のみ抜粋)

◆これまでの授業方法・内容について
学生の予習は十分にできていたと思いますか。
授業は、シラバスの授業計画にそって行われましたか。
授業は、学生の理解を確認しながら進めましたか。
学生は、活発に意見・質問を出しましたか。
双方向・多方向の授業だったと思いますか。
授業は時間内に終わりましたか。
授業の最後に、学生の理解度を確認しましたか。
◆予・復習、課題について

課題の量は適切だったと思いますか。
1 課題の対応に何時間必要だと思いますか。
この授業の予・復習に、何時間必要だと思いますか。
学生が理解できなかった箇所はどうしましたか。
◆ご意見をお書きください。

資料4-2-C 授業評価アンケートの結果（平成19年度前期抜粋）

e. 授業は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。		
そう思う	1007	48.5%
どちらかといえばそう思う	740	35.6%
どちらかといえばそう思わない	237	11.4%
そう思わない	93	4.5%
計	2077	100.0%
平均	3.3	
f. 授業の進度は適切でしたか。		
そう思う	1150	55.4%
どちらかといえばそう思う	628	30.3%
どちらかといえばそう思わない	208	10.0%
そう思わない	90	4.3%
計	2076	100.0%
平均	3.4	
g. 授業内容を理解することができましたか。		
よく理解できた	685	33.0%
だいたい理解できた	1078	52.0%
あまり理解できなかった	260	12.5%
ほとんど理解できなかった	52	2.5%
計	2075	100.0%
平均	3.2	

資料4-2-D 教員アンケートの結果（平成19年度前期抜粋）

c. 授業は、学生の理解を確認しながら進めましたか。		
そう思う	4	13.8%
どちらかといえばそう思う	25	86.2%
どちらかといえばそう思わない	0	0.0%
そう思わない	0	0.0%
計	29	100.0%
平均	3.1	

授業評価アンケートの結果からは、学生の授業に対する理解度の高さが窺われ、また、教員アンケートの結果からは、教員が学生の理解度を確認しながら授業を進めていることが確認できることから、学業の成果・効果があがっていることが認められる。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

本学府では、あらかじめ明確に定めた成績評価基準によって厳格な成績評価と単位認定を行っており、学生は、法曹に必要な法的能力、専門的スキルを身につけて修了し、司法試験を受験するほか、法学府博士後期課程に進学する者もいる。これらの状況等から、教育の成果や効果は着実に上がっていると判断される。

また、本学府では、授業の内容・方法及び学生の学修到達度等について、学生及び授業を担当する教員に対しアンケートを実施し、双方から出された評価結果について分析、検討を行い、組織的に改善に取り組んでいるが、学生による授業評価アンケートの結果から、学生の授業に対する理解度の高さが窺われ、また、教員アンケートの結果からは、教員が学生の理解度を確認しながら授業を進めていることが確認できることから、教育の成果や効果が上がっていると判断される。

以上の取組の積み上げにより、着実な成果を得ていることから、学生の期待を上回ると判断される。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

本学府の修了生の進路（司法試験合格者数、法学府博士後期課程進学者数、法務研究員数等）は、資料 5-1-A に示すとおりであり、修了生のほぼ全員が司法試験を受験する。修了生に対しては、本学府を修了し司法試験に合格するまでの期間、自学自修の場が失われることを考慮し、本学府では「法務研究員」の制度を設け、希望する修了生に対し資格を付与している。この制度は、修了生に対し本学附属図書館あるいは本学府附設のリーガル・クリニック・センターの利用を認めることにより、修了者の学修をサポートするものであるが、この制度により、修了生は本学の施設を利用しながら司法試験受験に備えることができ、また、修了生が後輩の学修指導に協力することにより、本学府生に対する学修支援の充実にも貢献している。

資料 5-1-A 修了者の進路及び活動状況

	平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月
修了者	14	79
新司法試験合格者	7	29
旧司法試験合格者	1	-
法学府博士後期課程進学者	1	3
法務研究員	12	67

本学府は、平成 18 年度末に初の修了生を送り出したばかりであり、修了後の進路の状況等の実績から、教育の成果や効果を判断するのは困難であるが、資料 5-1-B に示すように、平成 19 年度新司法試験の結果を見ると、未修者の合格者数は全国 4 位であり、社会人・他学部出身者等にも広く門戸を開放し、入学後の段階的、かつ完全な法曹養成機能を果たすカリキュラム編成により教育を行った結果、教育の成果や効果が得られたものと判断できる。

資料 5-1-B 平成 19 年度新司法試験結果

	全国	本学
出願者数（修了見込みを含む。）	5401 名	81 名（20 位）
受験者数	4607 名	74 名（20 位）
受験者のうち既修者数	2642 名	8 名（40 位）
受験者のうち未修者数	1965 名	66 名（4 位）
最終合格者数	1851	29 名（20 位）
合格者のうち既修者数	1216	5 名（34 位）
合格者のうち未修者数	635	24 名（4 位）

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

本学府では、毎年度自ら行っている点検・評価の結果について、外部評価委員3名による評価を、平成16年度から受けている。また、平成17年度には、法科大学院認証機関による評価(予備評価)を受け、その結果をホームページにおいて公表している。また、それぞれの評価結果を踏まえた改善策を教授会において検討し、資料5-2-Aに示すとおり改善に取り組んでいる。

資料5-2-A

評 価	評価における指摘	改善例
平成18年度外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケートの回収率が低い。 ・授業評価等の結果、改善の状況が学生にフィードバックされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケートの回収方法改善により、回収率が約60%向上。 ・授業評価の全体の結果をホームページにより公開。個別の結果については各教員が開示。
平成18年度法科大学院認証評価(予備評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた計画に基づく系統だった自己点検やFD等の実施が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会編成、委員会規程等の見直し実施。 ・FDの計画的実施、改善状況の把握。

このほか、平成18年度には、資料5-2-Bに示すように、FDの席上に新司法試験に合格した修了生2名を招き、法科大学院の教育内容・方法等についての意見交換を行うなど、修了生、外部評価委員等の関係者との意見交換を教育の質の向上・改善に結びつける取組に活用している。

資料5-2-B 修了生との意見交換会

日 時	テーマ	参加者	意見・要望の内容、意見交換後の改善例
10月25日	修了生(新司法試験合格者)との意見交換	教員 21名 修了生 2名	1. 修了生からの意見・要望(抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・1・2年生に対する勉強の方法の明示 ・3年生に対する課題の廃止 ・初学者に対する講義形式の授業の実施 2. 意見交換後の改善例 <ul style="list-style-type: none"> ・未修者に対する定期的なフォローの実施 ・課題の範囲、課題に取り組む時間の指定 ・調べ方、学び方の教授

なお、本学府では、平成18年3月に修了生を送り出したばかりであり、修了生に対する就職先からの評価等による教育の成果・効果を確認することはできないが、就職先等からの評価を、教育の成果・効果を確認するためのデータとして蓄積する体制をすでに整えている。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

平成 18 年 3 月に初の卒業生を送り出し、同年に第 1 回目の新司法試験が行われたばかりであることから、修了後の進路の状況等の実績から、教育の成果や効果を判断するのは困難であるが、司法試験合格者数（中でも未修者の合格率）からみて、教育の成果や効果が得られているものと判断される。

また、外部評価、法科大学院認証評価機関による評価（予備評価）の結果を踏まえた改善策への取組、さらに、修了生との、法科大学院教育の内容・方法等に関する意見交換及び、その後改善等により、教育の質の向上に向け改善がなされ、成果や効果が上がっていると判断される。

以上の取組の積み上げにより、着実な成果を得ていることから、関係者の期待を上回ると判断される。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「高機能遠隔講義システム」を利用した他大学法科大学院との教育連携（分析項目Ⅱ）

（質の向上があったと判断する取組）

教育連携を結んでいる、熊本大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院との間で、平成16年度の法科大学院設立当初から、高機能遠隔講義支援システム（TV会議システム）を使った合同遠隔講義を行っている。このシステムでは、各映像機器・音響機器の操作や講義先の接続、各機器の切り換えをタッチパネル方式で操作することから、教員は煩雑な操作方法を習得する必要なく授業を行っている。なお、平成19年度からは、このシステムに、琉球大学法科大学院も加わり、4大学をつないだ授業をも行っている。このシステムにより、各法科大学院における開講科目の多様化と充実化が実現されている。

②事例2「実務教育の充実」（分析項目Ⅱ）

（質の向上があったと判断する取組）

本学府では、その設置の趣旨・教育目的に沿って、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成しており、特に実務系科目については、理論教育と実務教育との架橋を目指して、「リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ」、「エクスターンシップ」をはじめ、数多くの科目を配置している。

③事例3「マイデスクトップ・ポータル」を利用した、学生に対する学修支援等（分析項目Ⅲ）

（質の向上があったと判断する取組）

本学府では、独自のポータルサイトである、「マイデスクトップ・ポータル」を平成18年4月1日よりスタートさせている。このポータルサイトにより、学生は安全な環境で、各自が所持する、USBを使い、いつでも、どこからでも必要な情報（授業時間割、課題、シラバス、メール等）を利用することができる。